

## ＜自己負担金の助成について＞

ひたちなか市では、医療福祉費支給制度(妊娠婦マル福)を受給している方が医療機関などを受診する際に支払う自己負担金を助成することで、妊娠婦の医療費の無料化を図っています。

### ✓ 助成対象となる自己負担金

- 妊娠婦の外来及び入院自己負担金

### ✓ 自動で助成されます

医療機関からのマル福対象となった診療データをもとに、後日市から登録口座へ自動的に振り込まれる仕組みです。

＜振込日＞	
6月	(1月・2月・3月診療分)
9月	(4月・5月・6月診療分)
12月	(7月・8月・9月診療分)
3月	(10月・11月・12月診療分)

※ 3ヶ月毎(年4回)の月末日に、「コクホネンキンマルフク」名で振り込みます

※ 金額や振込日の通知はしませんので、通帳記帳によりご確認ください

### ✓ 申請が必要な場合もあります(詳細は下記)

マル福対象となっていない診療(次の①、②の場合)は市では把握できないため、別途申請が必要です。

領収書のほか必要なものを持参し、受診した翌月以降にひと月分をまとめて申請してください。

- ① 月1回だけ受診した医療機関で支払いが600円未満だった場合
- ② 月2回受診した医療機関で2回とも支払いが600円未満だった場合

## ＜申請が必要な場合について＞

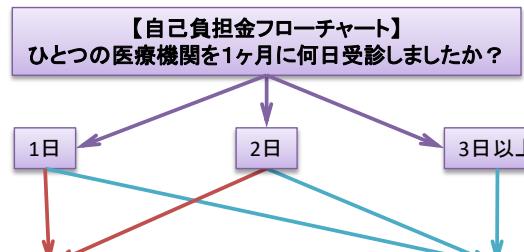
自己負担金の支給申請が必要となるかどうかは、医療機関を受診した日数とその際に支払った金額で見分けることができます。(ひとつの医療機関ごとにそれぞれ1ヶ月の間に何日受診したかという見方をします)

下記を参考に、受診した翌月以降にひと月分をまとめて手続きをしてください。

※ 申請には領収書が必要となりますので、手続きをするまでの間は大切に保管してください

※ 申請後、助成されるまで半年かかる場合もありますのでご了承ください

＜例＞	
1ヶ月の間にA病院とB病院を受診した場合	
・ A病院分 (月3日受診) 月1回目600円、2回目600円、3回目0円 ✓ 自動助成・申請は不要	
・ B病院分 (月1日受診) 月1回400円 ✓ 申請が必要	



＜申請に必要なもの＞	
□ 医療福祉費受給者証	
□ 領収書原本	
□ マイナンバーが確認できる書類	
□ 申請者の本人確認書類	
□ 銀行口座のわかるもの	
□ 印鑑(スタンプタイプを除く)	

【申請が必要】	
✓ マル福対象とならない診療	

【自動助成・申請は不要】	
✓ マル福対象となる診療	

＜申請および問い合わせ先＞	
その他、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。	
➢ 国保年金課 医療係(本庁舎1階9番窓口)	
☎ 029-273-0111(代表) 内線 21183-21184	
☎ 029-273-1923(直通)	
➢ 那珂湊支所 保健福祉担当	